

八尾市耐震改修促進計画
中間検証報告書

令和3年3月

八 尾 市

目 次

はじめに	2
1. 人口推計と住宅数の推計	3
2. 現状と課題	4
2.1. 民間住宅	4
2.2. 特定建築物（民間）等	6
2.3. 市有建築物	11
3. 目標の定め方	13
4. 目標	14
4.1. 民間住宅	14
4.2. 多数の者が利用する建築物	14
4.3. 市有建築物	15
5. 目標達成のための具体的な取組み	16
5.1. 民間住宅	16
5.2. 多数の者が利用する建築物	18
5.3. 市有建築物	18
6. その他関連施策の促進	19
6.1. ブロック塀等の安全対策	19
6.2. エレベーターの閉じ込め防止対策	20

はじめに

八尾市では、平成 20 年 2 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき、計画期間を平成 20 年度から平成 27 年度とする「八尾市耐震改修促進計画」を策定しました。その後、平成 24 年の中間検証を経て、平成 25 年の耐震改修促進法の改正等を受けて、平成 28 年 3 月に「八尾市耐震改修促進計画（改定版）」を策定し、様々な手法による普及啓発や補助制度などにより耐震化を促進してきたところです。

平成 30 年 6 月 5 日には、国から「国土強靱化アクションプラン 2018」において、「耐震診断義務付け対象建築物（大規模建築物、広域緊急交通路沿道建築物）については、令和 7 年度を目途に耐震性の不足するものをおおむね解消すべく、重点的な取組みを推進する」と示されました。

そのような中、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部を震源とする地震（以下「大阪府北部地震」という。）によるブロック塀等（補強コンクリートブロック造又は組積造の塀。以下同じ）の被害を受けて、平成 31 年 1 月に耐震改修促進法や国の基本方針が改正され、耐震診断の実施及びその結果報告が必要となるブロック塀等の要件が追加されるなど、さらなる耐震化への取組みが進められています。

今回、計画期間の中間年を迎えるにあたり、耐震改修促進法の改正や大阪府の「住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪」の改定等を踏まえ、「八尾市耐震改修促進計画（改定版）」の中間検証を実施しました。

本検証では、計画内容及び進捗状況等を検証した上で、耐震化率の目標や、目標達成のための普及啓発方法等について見直しを行いました。

1. 人口推計と住宅数の推計

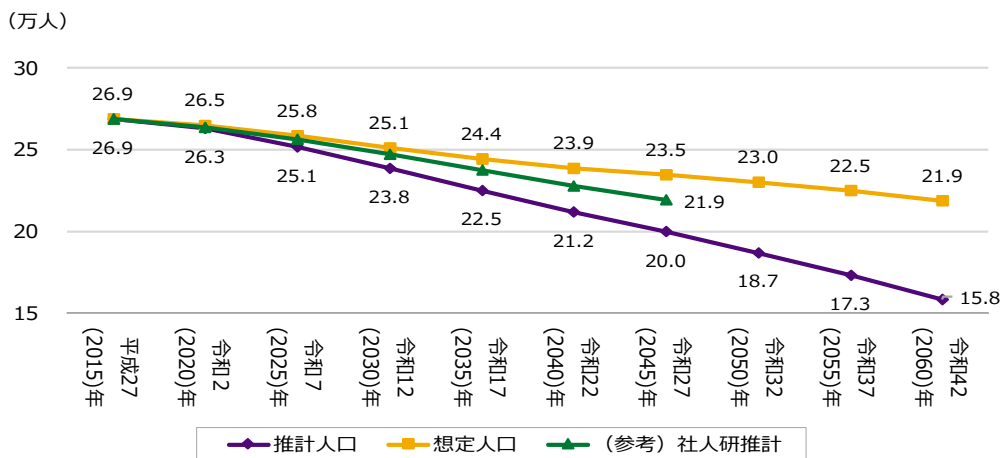
本市の人口推計と住宅数の推計を以下に示します。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 27(2045)年の人口は 21.9 万人であり、平成 27 年と比べて約 18.6%減少する見込みとなっています。

また、第 2 期八尾市人口ビジョン・総合戦略によると、令和 42 (2060) 年の人口推計は 15.8 万人であり、平成 27 (2015) 年と比べて約 40%減少する見込みとなっています。

本市の人口について推計では微減の傾向にあり、住宅総数は緩やかに増加の傾向にあります。人口減少を考慮すると今後住宅数の減少が見込まれます。

人口推移

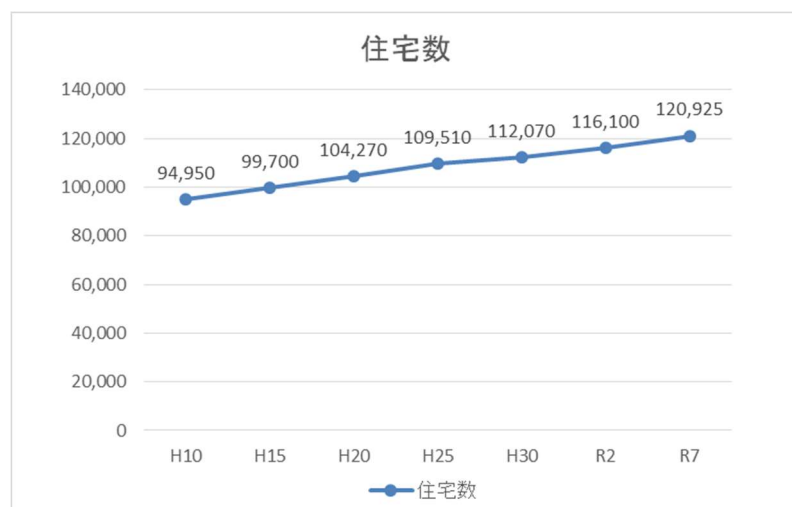


※社人研による市区町村別推計は令和 27 (2045) 年までしか公表されていない。

資料：第 2 期八尾市人口ビジョン・総合戦略

住宅数の推移

	H10	H15	H20	H25	H30	R2	R7
住宅数	94,950	99,700	104,270	109,510	112,070	116,100	120,925



※H10 から H30 までは住宅・土地統計調査より R2 及び R7 は過年度の推計値

2. 現状と課題

2.1. 民間住宅

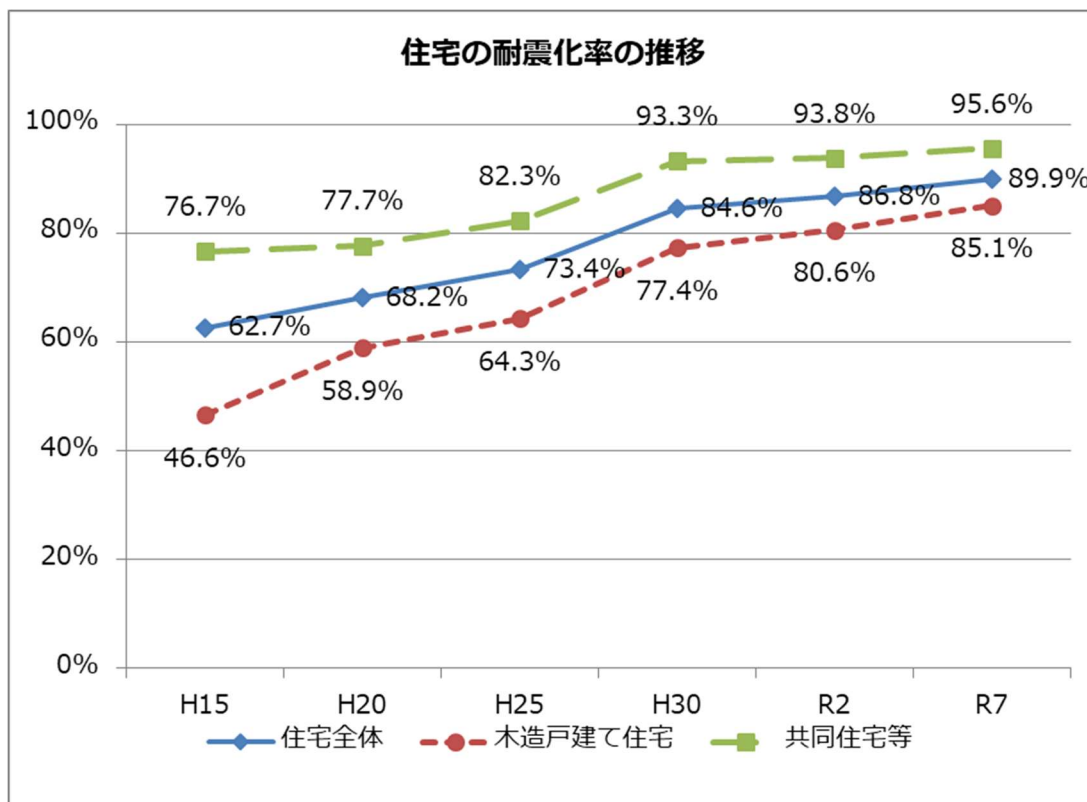
【現状】

住宅・土地統計調査より木造戸建て住宅（木造及び防火木造の戸建て住宅）及び共同住宅等（共同住宅、長屋、非木造戸建て住宅）の耐震化率は平成 25 年度においては、73.4%でしたが、平成 30 年度では 84.6%となっており、耐震化が順調に進んでいるといえます。

住宅の耐震化率の推移

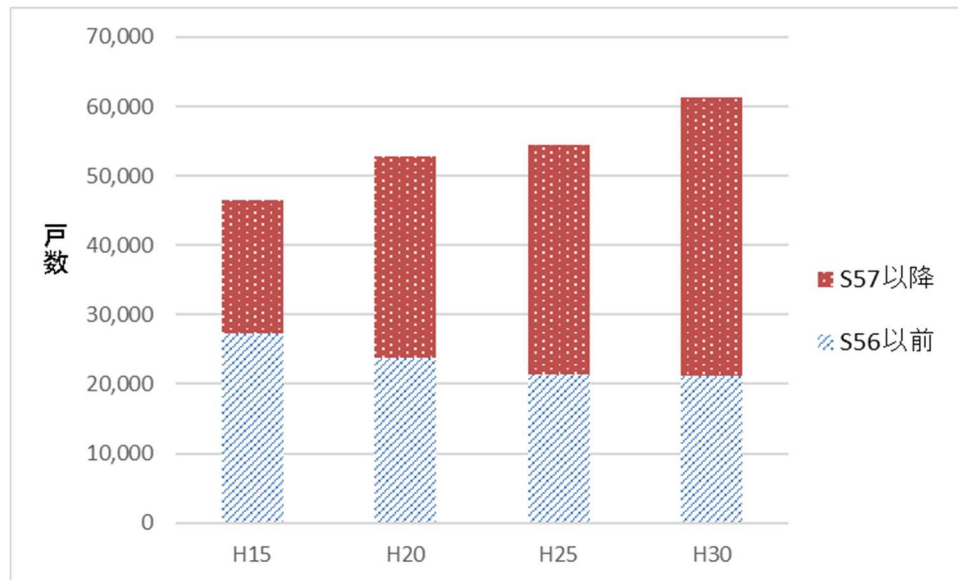
	H15 年度 耐震化率	H20 年度 耐震化率	H25 年度 耐震化率	H30 年度 耐震化率	R2 年度 耐震化率 推計	R7 年度 耐震化率 推計
住宅全体	62.7%	68.2%	73.4%	84.6%	86.8%	89.9%
木造戸建て住宅	46.6%	58.9%	64.3%	77.4%	80.6%	85.1%
共同住宅等	76.7%	77.7%	82.3%	93.3%	93.8%	95.6%

（住宅・土地統計調査等から推計）



耐震化率が上昇したのは、昭和 57 年以降の木造戸建て住宅の増加と、昭和 56 年以前の木造戸建て住宅の減少が大きな要因となっています。

建築時期別木造戸建て住宅戸数の推移



【課題】

近年、耐震補助の実績が伸び悩んでいます。

木造戸建て住宅の耐震化率は、共同住宅等と比べると、まだまだ低い状況です。

分譲マンションについては、区分所有者間の合意形成や費用負担の問題から、本格的な耐震改修はほとんど行われていません。

2.2. 特定建築物（民間）等

【現状】

令和 2 年度時点での多数の者が利用する特定建築物（民間）は 966 棟です。

昭和 57 年以降の建築物は 757 棟(78.4%)、昭和 56 年以前の建築物が 209 棟 (21.6%) で、耐震改修促進法に基づく指示対象（以下「指示対象」という。）の建築物は 7 棟（0.7%）となっています。

(1) 多数の者が利用する建築物・大規模建築物

用途別棟数

（単位：棟数）

	用 途	特 定 建築物 計	S56以前 建築物	内指示対象 建築物	S57以降 建築物
1	小・中学校以外の学校	14	4	0	10
2	体育館	1	0	0	1
3	ポーリング場、スケート場、水泳場等	7	1	1	6
4	病院、診療所	24	4	1	20
5	劇場、映画館、観覧場、演芸場	0	0	0	0
6	集会場、公会堂	4	0	0	4
7	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	10	2	2	8
8	ホテル、旅館	6	0	0	6
9	共同住宅（賃貸＋分譲）	541	102	0	439
10	事務所	75	23	0	52
11	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害福祉ホーム等	75	3	1	72
12	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害福祉センター等	2	0	0	2
13	幼稚園、保育所	20	3	1	17
14	遊技場	6	1	0	5
15	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等	5	0	0	5
16	理髪店、質屋、銀行その他サービス業を営む店舗	4	4	1	0
17	工場	162	62	0	100
18	自動車庫、その他自動車又は自転車の停留又は駐車施設	9	0	0	9
19	郵便局、保健所、税務署	1	0	0	1
	計	966 (100.0%)	209 (21.6%)	7 (0.7%)	757 (78.4%)

機能別の状況を見ますと、ア．応急対策上、地域の拠点となる建築物と、ウ．一般建築物の耐震化率が上がったことにより、全体で平成 28 年時点では 90.4%であった耐震化率が 93.6%となり、耐震化が進んでいることがわかります。

機能別耐震化率

(令和2年9月時点)

分類	棟数	割合
ア. 応急対策上、地域の拠点となる建築物 (病院、診療所)	24	
耐震性を満たす建築物	23	(95.8%)
耐震性が不十分な建築物	1	
イ. 不特定多数の者が利用する建築物 (百貨店、マーケット、物販店、ホテル、旅館)	16	
耐震性を満たす建築物	15	(93.8%)
耐震性が不十分な建築物	1	
ウ. 一般建築物 (事務所、老人ホーム、工場、その他)	385	
耐震性を満たす建築物	350	(90.9%)
耐震性が不十分な建築物	35	
エ. 共同住宅等 (共同住宅、寄宿舍)	541	
耐震性を満たす建築物	516	(95.4%)
耐震性が不十分な建築物	25	
合計	966	
耐震性を満たす建築物	904	(93.6%)
耐震性が不十分な建築物	62	

(昭和56年以前の建築物で、耐震性を満たすものは147棟と推計)

【耐震診断が義務付け対象となる建築物の公表】

平成25年11月の耐震改修促進法の改正により、耐震診断とその結果報告が義務付け対象となる建築物として、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果を平成29年3月29日に公表しました。

公表結果の集計は次のとおりです

対象棟数	耐震性あり	耐震性不足
24 棟	23 棟	1 棟

【課題】

多数の者が利用する建築物としては、令和2年度時点の耐震化率が93.6%となり、順調に耐震化が進んでいると言えますが、公共性の高い建築物が多いうえ、被害が出た場合その影響が大きいことから、今後も引き続き耐震化を促進する必要があります。

(2) 危険物関係特定建築物

危険物関係特定建築物の状況

合計	S56 年以前	S57 年以降
21 件	4 件	17 件

参考資料 特定既存耐震不適格建築物に該当する危険物の数量一覧

i) 特定既存耐震不適格建築物の要件

以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

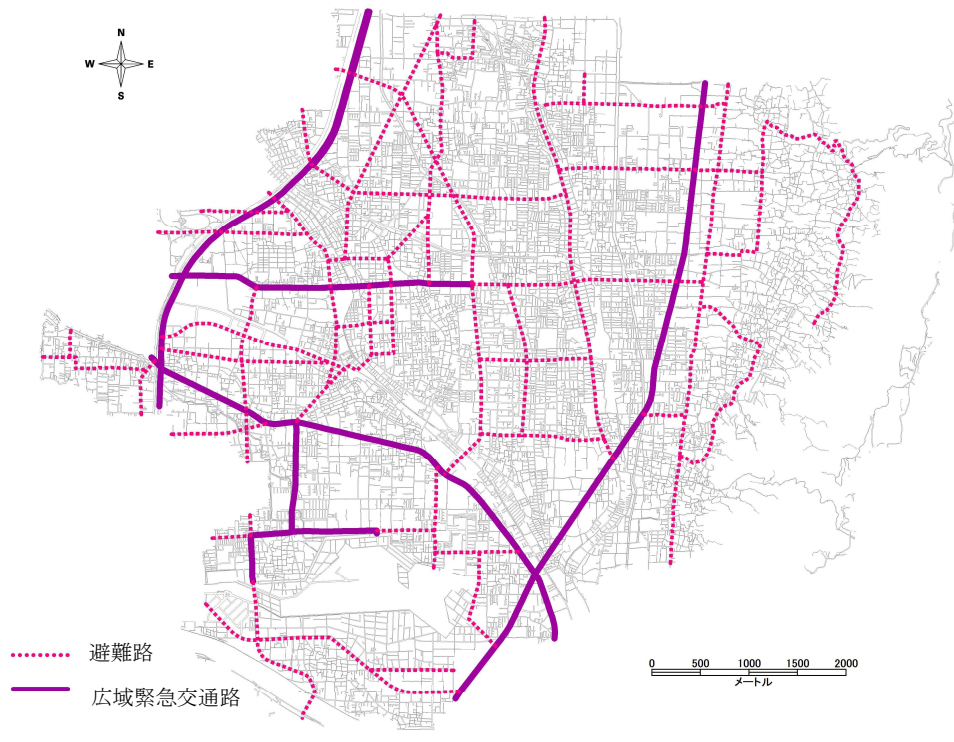
ii) 指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件

床面積の合計が 500 m²以上でかつ以下の表の数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
一 火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
ヘ 導爆線又は導火線	500 km
ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 t
チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
二 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く。）	危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
三 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類	30 t
四 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20m ³
五 マッチ	300 マッチトン
六 燃性のガス（七及び八を除く。）	2 万m ³
七 圧縮ガス	20 万m ³
八 液化ガス	2,000 t
九 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20 t
十 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	200 t

(3) 広域緊急交通路等沿道建築物（建物及びブロック塀等）

本市の広域緊急交通路、避難路は以下の通りです。



種類	総数	S56 年以前	S57 年以降	耐震化率
広域緊急交通路沿道建築物 及び避難路沿道建築物	919 棟	332 棟	587 棟	63.9%

※S56 年以前の建築物で耐震性を有しているものは考慮していません。

① 耐震診断が義務付け対象となる建築物の公表

平成 25 年 11 月の耐震改修促進法の改正により、緊急輸送道路等の避難路に敷地が接する建築物について、耐震診断とその結果報告が義務付けとなる対象路線が指定されました。本市における対象路線は、国道 25 号線及び大阪中央環状線（府道 2 号）です。義務付け対象の建築物として、広域緊急交通路沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）の耐震診断結果を平成 30 年 3 月 28 日に公表しました。

公表結果の集計は、次のとおりです。

対象棟数	耐震性あり	耐震性不足
4 棟	3 棟	1 棟

② 耐震診断が義務付け対象となるブロック塀等

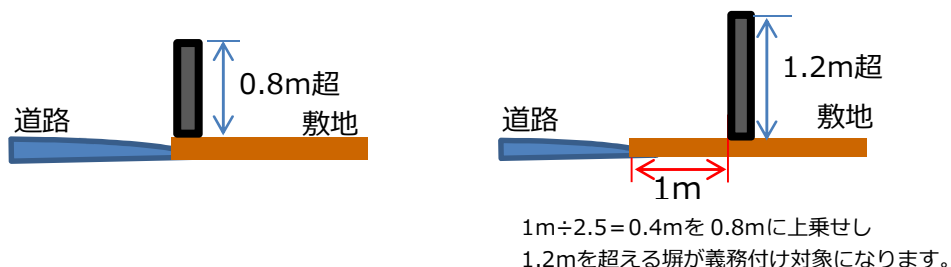
平成 31 年 1 月に耐震改修促進法政省令の改正により、ブロック塀等が倒壊した場合に通行障害が生じることを防ぐため、建物に付随する一定の高さ・長さを有するブロック塀等が耐震診断及び結果報告の義務付け対象に追加されました。

本市における義務付け対象となるブロック塀等の結果報告期限は、令和 4 年 9 月 30 日となっています。

耐震診断結果の報告義務付け対象となるブロック塀等は、次の 4 点をすべて満たすものです。

1. 建物に附属するもの
2. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手したもの
3. 耐震診断義務付け対象路線に面する長さの合計が 8 m を超えるもの
4. ブロック塀等の地盤面からの高さが 0.8m を超えるもの（塀が道路から離れている場合、0.8m に道路境界線までの水平距離を 2.5 で除した数値を加えた数値を超えるもの）

道路境界からブロック塀が 1m 離れている場合



【課題】

広域緊急交通路等沿道建築物の耐震化の促進に努めてきましたが、法的な強制力が無く、耐震化が進まない状況にあります。耐震化の向上を図るためにも継続的な働きかけが必要です。

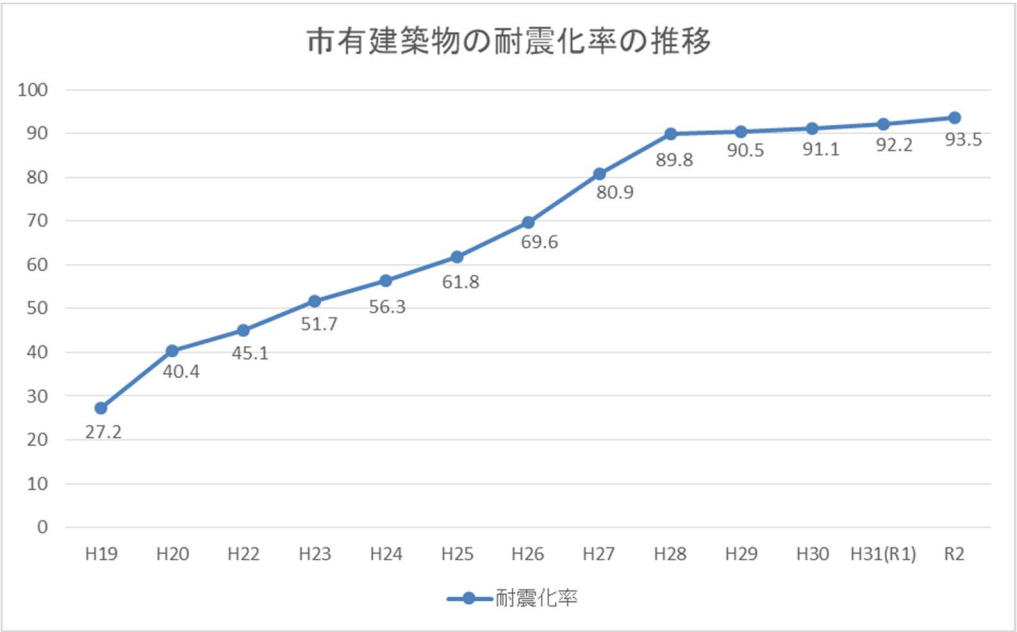
また、義務付け対象とならないブロック塀等についても、通行障害を生じるおそれがあり、安全対策が必要です。

2.3. 市有建築物

【現状】

小中学校及び義務教育学校の耐震化率は平成 27 年度末に 100%を達成しました。また、災害時に重要な機能を果たす建築物、避難施設等の建築物及びそれら以外の不特定多数が利用する市有建築物についても、平成 30 年度末に耐震化率 100%を達成しました。

市有建築物全体の耐震化率で見ると 93.5%になります。



耐震化の対象となる市有建築物				計 307棟
(ア) 災害時に重要な機能を果たす建築物	(イ) 避難施設等の建築物	(ウ) ア、イ以外の不特定多数の方が利用する公共建築物	(エ) その他の建築物	
25棟	163棟	32棟	87棟	

耐震化済みの市有建築物				計 287棟
(ア) 災害時に重要な機能を果たす建築物	(イ) 避難施設等の建築物	(ウ) ア、イ以外の不特定多数の方が利用する公共建築物	(エ) その他の建築物	
25棟	163棟	32棟	67棟	

なお、本市の小中学校及び義務教育学校における屋内運動場の吊り天井の落下防止対策、窓ガラスの飛散防止対策等については、平成 27 年度に完了しています。

【今後の方針】

前計画で掲げた目標を達成しました。市民の安全を確保するため、今後も引き続き市有建築物全体の耐震化率の向上に努めます。

3. 目標の定め方

南海トラフ巨大地震が近い将来高い確率で発生するという切迫した状況のもと、危機感をより強く持ち、耐震改修のみならずリフォームや住替え等、他施策との連携による多様なアプローチにより、耐震化を進めることが重要です。

国においては、平成 25 年 12 月に公布・施行された、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）に基づき、平成 26 年 6 月、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、取組みが進められてきました。その後、平成 30 年 12 月の基本計画の見直しを経て、令和元年 8 月には、基本計画に基づき地方自治体を実施する補助金・交付金事業に対して予算配分を重点化することとしました。

本市においては、令和 2 年 12 月に、八尾市国土強靱化地域計画を策定し、本計画を関連計画とする次の 4 つの取組みを定めました。

- 民間住宅・建築物の耐震化の促進等
- 病院・社会福祉施設の耐震化の促進
- 道路等に面する民間ブロック塀等の安全対策
- 広域緊急交通路等沿道建築物の耐震化の促進

基本計画においては、令和 7 年に住宅の耐震性の不足するものをおおむね解消するという指標を示しています。本市では、引き続き耐震化率の進捗状況を踏まえ、実現性の高い目標の設定を考察するとともに、最終的には国が定める目標を目指して市民一丸となって取り組むべき独自の目標を掲げ、耐震化促進のための取組みを進めていきます。

4. 目標

4.1. 民間住宅

民間住宅の耐震化率は、令和2(2020)年度末までに85%を目標としていましたが、令和2(2020)年度時点の耐震化率の推計値は86.8%であり、目標に到達することができました。しかしながら、木造戸建て住宅については住宅全体に比べ耐震化率が低く、アクションプログラム等に基づき、確実な普及啓発として所有者へ直接働きかける取組みを行います。引き続き令和7(2025)年度末までに耐震化率90%を目標とし、リフォーム、住替え、マンションなど他施策、関係団体等と連携し、多様なアプローチにより耐震化の促進に努めます。

	本計画策定時の推計		平成30年度実績		令和2年度推計		令和7年度推計		目標値
基準年	平成27年度 (2015年度)	➡	平成30年度 (2018年度)	➡	令和2年度 (2020年度)	➡	令和7年度 (2025年度)	➡	令和7年度 (2025年度) 末まで
耐震化率	76.0%		84.6%		86.8%		89.9%		90%

4.2. 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の現状の耐震化率は94%であり、令和2(2020)年度末までの目標である耐震化率95%にはやや届きませんでした。引き続き、目標達成のために普及啓発の実施と支援施策等の検討を行っていきます。

	令和2年度実績		目標値
基準年	令和2年度 (2020年度)	➡	令和7年度末 まで
耐震化率	93.6%		耐震性の不足するものを おおむね解消

4.3. 市有建築物

災害時に重要な機能を果たす市有建築物は平成 30(2018)年度末に耐震化率 100%を達成しました。

市有建築物全体の耐震化率についても、引き続き向上に努めます。

	令和 2 年度	目標値
基準年	令和 2 年度末 (2020 年度末)	
・災害時に重要な機能を果たす建築物 ・避難施設及び幼稚園等の建築物 ・その他の不特定多数の方が利用する市有建築物	100%	目標達成
上記を含む 市有建築物全体の耐震化率	93.5%	向上に努める



5. 目標達成のための具体的な取組み

- 耐震改修だけでなく、将来の住まい方によっては、住替え支援や建替えを促進することも耐震化を進める有効な手段です。平成 30 年度からは八尾市が中核市となったことで、大阪府からサービス付き高齢者向け住宅の登録事務が移譲されました。これにより、住替え支援に係るスムーズな情報提供が可能となりました。

また、その他住替え支援関係機関と連携した促進策の検討に努めます。

- 耐震補助制度とブロック塀等安全対策補助制度について、令和元年度より代理受領制度を導入しました。これにより、申請者は要した費用のうち補助金を差し引いた額を用意すればよいため、一時的な費用負担が困難である所有者等にも、より利用しやすい制度となりました。

5.1. 民間住宅

(1) 確実な普及啓発

- 広報紙による情報発信や耐震セミナー及び個別相談会の開催により、耐震診断の実施に効果を上げています。
- 令和元年度からは、過去に診断を受け改修に至っていない建築物所有者や、市内の昭和 56 年以前建築の住宅所有者への啓発文書等の送付といった直接的な働きかけを開始しました。

(2) 耐震化の支援

- 耐震改修後の上部構造評点が 1.0 未満となる改修等（いわゆる「生命を守る耐震化」）は、例年本市の耐震改修補助実績の過半を占めており、所有者等の事情により必要とされていると考えられます。しかしながら、所有者が改修後の性能を正しく理解できていない可能性も危惧されることから、正しい知識と併せて、「生命を守る耐震化」に対する補助を継続します。
- 令和元年度より、従来各々の申請手続きとしていた耐震改修設計と耐震改修工事の補助申請を一括して行うことができるパッケージ支援制度を開始しました。これにより手続きが一部簡素化され、従来であれば申請手続きのスケジュールの都合上年度内の改修を見送っていたような事例も、工事まで円滑に実施することができる等、耐震化への流れを促進する効果がみられています。
- 空家等対策の一環として、新婚・子育て世帯を対象に、中古住宅を活用した市外からの移住および定住を促進する事業として、令和 2 年 10 月より八尾市中古住宅流通促進補助制度を創設しました。この補助制度を利用するためには、住宅の耐震性の確保を必要条件としており、耐震補助制度と合わせて利用してもらうことで、耐震化の促進につなげていきます。

(3)分譲マンションの耐震化を促進

分譲マンションについては、管理組合や所有者等に対し、補助制度を含めマンション管理に関する情報の提供や相談会を実施し、適切な維持管理・修繕・建替え等を促進するとともに、設計・改修の支援施策等についても検討していきます。

また、次の各種認定制度による認定の実績がなく、制度の周知徹底が必要です。

耐震改修計画の認定 (耐震改修促進法第 17 条)	認定を受けた計画に係る建築物については、既存不適格建築物の制限の緩和など建築基準法の規定の緩和・特例措置を受けられるもの
建築物の地震に対する安全性の認定 (耐震改修促進法第 22 条)	耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できるもの
区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 (耐震改修促進法第 25 条)	耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物について、耐震改修を行う場合の決議要件を緩和するもの
除却の必要性に係る認定 (マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 102 条)	除却の必要性の認定を受けた分譲マンションについて、容積率制限の緩和に係る建築基準法の規定の特例措置を受けられるもの

(4)アクションプログラムの策定

目標の達成に向け、平成 31 年 3 月に、八尾市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を策定しました。以来毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。本プログラムの取組み期間は令和元年度から令和 7 年度までの 7 年間とし、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行います。

① 戸別訪問等の実施

令和 2 年度より順次、市内の昭和 56 年 6 月以前に建築された住宅所有者に対し、耐震補助制度の案内文書を送付します。

② その他の普及啓発活動

戸別訪問等とあわせて、住宅耐震啓発パンフレットの配布や、広報紙・ホームページの周知による啓発活動も引き続き実施していきます。

③ 関係団体との連携

戸別訪問等及びその他啓発活動において、大阪府及び民間事業者等と連携して活動に取り組みます。

④ 実績の公表

年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取り纏め、当該年度末までに市のホームページにて公表します。

5.2. 多数の者が利用する建築物

- 広報紙での耐震診断補助制度の表現方法等を分かりやすく改定し、引き続き各種イベント等での周知啓発を図ります。
- 耐震診断補助制度による支援を継続するとともに、設計及び改修工事に対する補助制度の創設等、支援施策のあり方について検討していきます。
- 耐震改修促進法に基づく各種認定制度による認定の実績がなく、制度のさらなる周知等が必要です。

5.3. 市有建築物

災害時に重要な機能を果たす市有建築物は耐震化率 100%を達成しました。市有建築物全体についても、引き続き向上に努めます。

6. その他関連施策の促進

6.1. ブロック塀等の安全対策

大阪府北部地震が発生し、ブロック塀の倒壊により尊い命が失われました。これを受けて、所有者等への確実な普及啓発の強化や、所有者の負担軽減等への支援策、総合的な安全対策を強力に進めることとしました。

① 確実な普及啓発

所有者に対して、ブロック塀等の耐久性・転倒防止策等についての知識の普及啓発を強化し実施します。

また、建築士に対しても、本市も参加する大阪府震災対策推進協議会において、住宅の耐震診断等の講習会などを通じてブロック塀等の安全性の確認に関する知識を普及啓発するとともに、住宅の耐震診断や耐震化実施時にあわせたブロック塀等の安全性の確認や対策の実施方策について検討します。

あわせて、施工者に対しても、建築基準法の規定の順守などを周知徹底していきます。

② 安全対策の支援

民間が所有する危険なブロック塀等の撤去または改修を実施する場合に補助金を交付することにより、市民の生命、身体等への被害の防止及び避難経路の確保を目的とし、平成 30 年 9 月に八尾市ブロック塀等安全対策補助制度を創設し、市内のブロック塀等の安全対策を促進しています。

また、当該安全対策補助事業（国土交通省社会資本整備総合交付金住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる道路は、以下のとおりとします。

- ア. 平成 31 年 3 月八尾市地域防災計画に定める緊急交通路及び避難路
- イ. 緊急車両が防災拠点施設又はアの緊急交通路及び避難路から救急病院、避難場所、避難所、災害用臨時ヘリポート、水門又はポンプ場又は消防水利等に至るまでの経路
- ウ. 住宅や事業所等から避難場所や避難所等へ至る経路

なお、公共施設のブロック塀については、すべて安全点検を行いました。その結果、直ちに撤去等が必要とされるものはなかったものの、道路に面するブロック塀やプールサイドに設置されたブロック塀から優先的に改修工事等の対応を進めているところです。

6.2. エレベーターの閉じ込め防止対策

大阪府北部地震の発生時において、本市内のものを含み約 66,000 台のエレベーターが緊急停止し、339 件のエレベーター内への閉じ込めが発生しました。これを受け、国において、閉じ込め防止対策として早期救出や安全確保、停止したエレベーターの早期復旧、故障・損傷の抑止について、エレベーター業界を中心とした取組みを示されました。

今後は、定期検査等の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターの地震時のリスク等を建物所有者等に周知し、安全性の確保を推進します。

また、パンフレット等により、建物所有者等に日常管理の方法や地震時の対応方法、復旧の優先度・手順等の情報提供を行います。